



BAN-BANテレビ 11ch
東播磨の見て聞いて知って「納得」する行政情報をわかりやすく発信します。毎月1日、16日に更新する5分番組です。

今月の内容

- 6月1日(月)～15日(月) 播磨町のマスコット「いせきくとやよいちゃん」(播磨町)
● 6月16日(火)～30日(火) SNSやアプリで市の情報を発信しています!(加古川市)

放送時間

月～金曜日 8:55～、22:55～
土、日曜日 6:55～、22:55～



BAN-BANラジオ FM86.9MHz
播磨町タウンインフォメーションを発信中。
火曜日17:30(再23:30)
水曜日13:40(再21:40)
木曜日 8:10(テレビ同時放送)

交通事故の状況

令和2年3月末現在 昨年比
Table with 4 columns: 加古川市, 稲美町, 播磨町, 人身事故件数, 傷者, 死者

犯罪発生状況

3月の町内犯罪発生件数 16件 (前年比 -4件)
Table with 2 columns: 種別, 件数

令和2年犯罪累計 42件
※件数は速報値のため、累計数と月毎の件数の合計が異なる場合があります。
※前年比は、平成31年3月との比較です。

おくやみ 【4・5月届出分】
Table with 3 columns: 氏名(敬称略), 町名, 年齢

福祉

在宅重度障害者医療器材購入助成事業

在宅の重度障がいのある人が、褥瘡(床ずれ)の治療・予防のために必要な医療器材を購入される場合に、費用の一部を助成します。
※購入後の助成はできませんので、必ず購入前に申請してください。

- ▼対象 次の①～④を全て満たす人
①身体障害者手帳1・2級または要介護4・5の認定を受けた人
②町内に住所があり、在宅で所得税が非課税の人
③下肢または体幹機能に障

家族介護用品の給付制度

家庭で高齢者を介護している家族に対して、紙おむつや尿取りパッドなどの介護用品を給付しています。申請方法など詳しくは、お問い合わせください。

- ▼対象 常時おむつを必要とし、介護保険法に規定する介護認定において要介護4または5に認定され、町民税非課税世帯に属する在宅の高齢者を介護している家族
▼給付の方法 支給限度額の範囲内で組み合わせた紙おむつや尿取りパッドなどの介護用品を毎月1回、町が委託した事業者が各家庭に配達します
▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2361

2020年度障がい児生活訓練事業(のびのびはりま) スタッフ募集
夏休み期間、障がいのある小学生を対象として、日常生活訓練を目的にレクリエーションなどを通して交流を行います。当事業の運営スタッフを募集します。

がいのある人

④知覚、膀胱、直腸障がい、その他運動機能障がいを有し、褥瘡(床ずれ)の治療または予防が必要な人

- ▼医療器材の品目 創傷被服材、保湿剤、湿潤のために必要な紙おむつ、パッド、おむつカバー、その他褥瘡(床ずれ)の治療または予防のために必要な器材
▼助成額 1カ月あたり上限4千円
▼申請窓口・問合せ 福祉グループ ☎079(435)2361

軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度難聴がある子どもの補聴器購入費用などの一部を助成します。

- ※購入後の助成はできませんので、必ず購入前に申請してください。
▼対象 次の①～④を全て満たす子ども
①児童の保護者が町内に住所を有すること
②0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること(平成15年3月31日以降に生まれた人)
③両耳とも聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならないこと
④補聴器の装用により言語の習得など一定の効果があると医師が診断していること
▼注意
・所得制限がありません
・助成を受けてから耐用年

ワーカーズコープ(企業組合労協センター事業団) 姫路地域福祉事務所

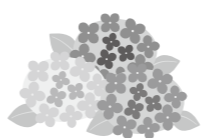
ひょうご米一合プロジェクト ご協力ください
参加方法 1合以上のお米(お米券も可)を袋に入れ、福祉グループ窓口までお持ちください

- ▼その他 団体、企業でまとめた米をいただける場合、または定期的に提供可能な場合は、事前にワーカーズコープにご連絡をお願いします
▼問合せ
・ワーカーズコープ(企業組合労協センター事業団) 姫路地域福祉事務所 ひょうご暮らしと仕事のよりよい支援センター
〒670-0922 姫路市二階町79番地レールラ2階 町3F
☎079(224)2188
☎079(224)2188
FAX 079(224)2189
Eメール himeji@roukyou.or.jp
・福祉グループ ☎079(435)2362
●ひょうご米一合プロジェクト

クトとは

現在、日本では、突然失業される方や働いていても生活が苦しい方が大勢いらっしゃいます。これは他人ごとではなく、誰がいつ生活困窮状態に陥るか分からないという情勢も背景にあります。

ワーカーズコープ(労協センター事業団)は平成27年4月から兵庫県内で自立相談事業を受託し、多くの困窮状態の方々とお会い、その日の食事さえとれない現実を目の当たりにしてきました。(播磨町内では平成27年4月から77回の食料支援を実施)
「ひょうご米一合プロジェクト」はお米を「一合」無償でご提供いただく運動です。いただいたお米は県内の「働くことや生活に困窮し、食事もままならない方々に」寄付させていただきます。なお、この取り組みを通じて県内の「食のセーフティネット」づくりを目指しています。
「賛同いただける方は、どうぞこのプロジェクトにご参加をお願いします。」



犯罪発生状況

2月の町内犯罪発生件数 14件 (前年比 -3件)
Table with 2 columns: 種別, 件数

犯罪発生状況

1月の町内犯罪発生件数 12件 (前年比 -15件)
Table with 2 columns: 種別, 件数

システムの更新のため休載した1月、2月の犯罪発生状況をお知らせします。
▼問合せ 危機管理グループ ☎079(435)0991

6月1日は

「人権擁護委員の日」

全国人権擁護委員連合会は、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、「特設人権相談所」の開設など、この日を中心として人権思想の啓発に努めています。

ご存知ですか? 人権擁護委員

人権擁護委員は、地域の住民が人権について関心を持つような啓発活動を行ったり、地域の皆さんから人権相談を受けるなどの活動を行っています。

播磨町には、町長から推薦されて、法務大臣が委嘱した次の委員がいます。

- 松本 嘉太郎
●細田 知秀
●本田 恵子
●松井 佳子
●吉川 健次

特設人権相談

- ▼日時 6月1日(月)、12月1日(火) 午後1時～3時
▼場所 福祉しあわせセンター
▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2362

シルバー人材センター会員の募集

シルバー人材センターは、播磨町に住む60歳以上の健康で働く意欲のある人の入会をお待ちしています。

- 入会説明会 毎月第4水曜日 10:00
▶問合せ シルバー人材センター ☎079(437)7386

合理的配慮の提供を支援する助成制度

当町では、障がいによる合理的配慮の提供を支援するため、事業者などが求められる社会的障壁の除去における必要かつ合理的な配慮（※1）について、その提供に要する費用の全部または一部を助成します。

※1 合理的配慮とは、障がいの有無に関わらず、誰もが平等に暮らせるように、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害や困難さを取り除くための、個別の調整や変更のことを言います。

申請を希望される場合は、事前に相談及び申請をしてください。

▼対象

- ・町内において、飲食、物販、医療など不特定多数の人が利用し、障がいのある人の利用が見込まれる事業者
- ・自治会
- ・その他町長が特に必要と認める団体

【具体例】

- ・車椅子を使う人が、自力で移動できない場所に、ス

年金

離婚時の年金分割制度

▶問合せ

加古川年金事務所 ☎079 (427) 4740

離婚した場合、2人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることが出来ます。離婚後2年以内に手続きを行っていただく必要があるため、お早めにお近くの年金事務所までご相談ください。

離婚時の年金分割のイメージ

サラリーマンなどが加入する厚生年金は、給与などの報酬の額に応じて保険料を納付し、報酬額の記録に応じて厚生年金が支払われます。離婚時の年金分割が行われると、婚姻期間中について、厚生年金の支給額の計算の基となる報酬額の記録が分割されることになり、年金額を2人で分割できます。

年金分割の方法（2種類）

いずれの場合も離婚後2年以内に手続きを行っていただく必要があります。

- ①合意分割
2人からの請求により、年金を分割できます。年金分割の割合は、2人の合意、または、裁判手続によって決定されます。
- ②3号分割
サラリーマンの妻である専業主婦など、「国民年金第3号被保険者（※）」であった人からの請求により、年金を分割できます。年金の分割の割合は、2分の1ずつとなります。平成20年4月以降の第3号被保険者期間中の報酬額が分割の対象になります。
※「厚生年金保険の被保険者」または「共済組合の組合員」の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の人



6月1日～7日は水道週間です

今年のスローガン「飲み水を未来につなごう ぼくたちで」



播磨町では大きな地震が起きても被害を最小限に抑えるため、浄水場施設の耐震化や水道管を耐震管に更

保険

播磨町国民健康保険及び兵庫県後期高齢者医療広域連合の新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染（発熱などの症状があり感染が疑われる場合を含む）し、その療養のために労務に服することができなかった（給与の全部または一部を受けることができなかった）場合は、申請により傷病手当金が支給されます。

※申請手続きをする場合は、事前に電話でお問い合わせください。

▼問合せ

保険年金グループ ☎079(4335)2581

税

住民税(町県民税)の減免

退職や失業などにより所得がなくなったり、著しく減少したりした場合、一定の要件を満たしていれば減免を受けることができます。減免の申請をする人は、申請期限（納期限）までに申請書をご提出ください。減免申請書は税務グループの窓口にあります。

▼対象

- 【A】次の①～③全てに該当する人
- ①令和元年（2019年）中の総所得金額が600万円以下の人
- ②失業、休業・休職または廃業などの事由が発生した人
- ※休業の場合は、休業期間中に納期限の到来する納期分のみが減免対象となります。

③事由発生後1年間の総所得金額が、前年の総所得金額と比べて半分以下に減少すると認められる人

【B】納税義務者が死亡し、相続人の納税が困難である

下水道

新する工事を進めています。日常生活に欠かせない水道について、住民のご理解と関心を深めていただくために、中央公民館で水道管の耐震化に関するパネルと模型の展示を行います。興味のある人はこの機会にぜひお越しください。

▼場所 中央公民館 ロビー
▼問合せ 上下水道グループ 経営チーム ☎079(4335)2379

と認められる場合（課税の基礎となった年分の相続人及び被相続人の両方において総所得金額が800万円以下であること）

【C】その他に勤労学生、未成年、障がい者、寡婦（寡夫）、療養などの減免もありますので、詳細については、播磨町のホームページまたは、電話でお問い合わせください

▼必要書類など
・納税通知書
・認印
・前述の②・③に該当することを証明できる書類（雇用保険受給資格者証、無職の申立書、税務署への廃業届出書、医師の診断書など。年金受給者は年金証書・年金改定通知など最新の年金額がわかるもの）

・相続人が町外の人の場合は、相続人の所得証明書
▼問合せ 税務グループ ☎079(4335)0358



播磨町奨学金貸付制度

経済的理由により就学が

区分	奨学金の額	
国公立の高等学校	月額 17,000円	
私立の高等学校	月額 29,000円	
高等専門学校	月額 20,000円	
学校	国公立	月額 31,000円
	私立	月額 17,000円
専修学校	国公立	月額 29,000円
	私立	月額 22,000円
各種学校	月額 22,000円	
大学・短期大学など	月額 30,000円または50,000円(自由選択)	

▼申込み・問合せ 教育総務グループ ☎079(4335)0533

小・中学校の就学援助

町立小・中学校の学用品費および給食費などに対して援助します。

▼対象 生活保護世帯または世帯全員の所得が基準額以下の世帯

▼受付期間・時間 6月1日(月)～15日(月) 午前9時～正午、午後1時～4時30分、6月16日(火)～30日(火) 午前8時30分～正午、午後1時～5時15分(いずれも土・日曜日を除く)

※新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が激減している世帯については対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

※昨年度に認定された世帯も再度申請願います

※就学援助は期間後も随時受け付けますが、受付期間以降の申請については、4月1日にさかのぼって認定できませんのでご注意ください。

▼申込み・問合せ 教育総務グループ ☎079(4335)0533